

亀山市告示第241号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成28年11月30日に職権で消除したので、同条第4項の規定によりその旨を通知しなければならないところ、通知することが困難であるので告示する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井義之

前住所	氏名	生年月日
亀山市みずきが丘11番地2	神田 幸広	昭和33年2月2日